



LEGAL UPDATE

2020年1月

外国人出入国管理法の一部を改正する法律

ベトナム国会は、2019年11月25日、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法律第47/2014/QH13号（「現行法」）の条項の一部を改正・補足する法律第51/2019/QH14号（「改正法」）を可決した。改正法は、2020年7月1日から施行される。以下では、改正法の主要な内容を紹介する。

1. 電子ビザの発給

電子ビザ（査証）発給の試行は、国会決議第30/2016/QH14号に基づき、2017年から2年間実施され、2019年2月1日、さらに2年間を限度として延長されている。改正法は、同国会決議の内容を法律に格上げするほか、電子ビザの記号、期限、発給申請手続等に関する規定を追加した。¹

2. ビザの目的変更

現行法は、ビザの目的を変更することはできないと規定している。たとえば、商用・ビジネス目的のビザで入国した外国人は、労働許可書を取得した後、就労目的のビザを申請する際、本来は一度出国しなければならない。しかしながら近時の入管実務においては、商用ビザの招聘・保証者が、引き続き当該外国人の使用者となる事案について、当局は多くの場合、出国を要せずに就労ビザへの変更を認めている。

上記の入管実務に鑑み、改正法は、下記のとおり、ビザの目的変更が認められる例外を規定する。

- ベトナム法に基づく投資家・ベトナムに投資する外国企業の代表者であることを証する書面を有する場合
- 個人の招聘・保証者の父・母・配偶者・子であることを証する書面を有する場合
- 仕事を行うためにベトナムの機関・組織により招聘・保証され、かつ、労働法に基づき労働許可書もしくは労働許可書免除確認書を取得した場合
- 電子ビザで入国し、かつ、労働法に基づき労働許可書もしくは労働許可書免除確認書を取得した場合²

3. 投資家のビザおよび一時在留カード

現行法の下では、外国人投資家および外国人弁護士は、最大5年の「ĐT」（投資）記号のビザを発給されているが、改正法は、これを「ĐT」・「LS」（弁護士）の2つの区分に分割して、

▽「ĐT」ビザの対象者として、外国投資家個人に加え、投資家が企業である場合の「ベトナムにおいて投資する外国組織の代表者」を追加し、

▽弁護士には「LS」記号のビザを発給するものとした。³

¹ 改正法第1条2項、3項i号、5項b号、9項および10項

² 改正法第1条2項

³ 改正法第1条3項b号およびc号



また、現行制度では、少額の出資をするだけで「DT」ビザを取得して長期間滞在できる（ビザと一時在留カードは一律に最大5年とされている。）という問題が生じているため、改正法は、以下のとおり、ベトナムにおける資本拠出額によってビザの期間の上限を定めるとともに、多額の出資者の一時在留カードの期間の上限を引き上げた。⁴

ビザの記号	拠出資本額	ビザ期間の上限	一時在留カード期間の上限
DT1	1000億ドン以上、または政府が決定する優遇事業・優遇地域への投資	5年	10年
DT2	500億ドン以上1000億ドン未満、または政府が決定する奨励事業への投資	5年	5年
DT3	30億ドン以上1000億ドン未満	3年	3年
DT4	30億ドン未満	12か月	発給対象外

4. 一方的ビザ免除による入国制限の緩和

現行法では、特定国の国籍（日本国籍など）を有する者が、一方的ビザ免除によりベトナムに入国する場合には、前回のベトナム出国日から30日以上経過していることを条件としているが、改正法はこの条件を廃止した⁵。

5. 沿岸経済圏入国のビザ免除制度

改正法では、国際空港を有し、地理的境界が特定されており、本土と切り離された沿岸経済圏（フーコック島など）について、ベトナムの経済社会発展政策に適合し、国防、治安および社会安寧秩序を乱さないことを条件に、政府が規定する沿岸経済圏へのビザ免除が規定された⁶。

6. 団体ビザ制度の導入

現行法は、ビザは個人に対し個別に発給されているが⁷、改正法は、新たに団体ビザ制度を導入し、以下の各場合には、入管当局が承認する名簿によるビザの発給を認めるとの規定を置いた⁸。

▽海路の観光もしくは乗継（第三国へ向かうためにベトナムを通過すること）をする観光客の団体が、ベトナムにおける国際観光サービス事業者の指定するコースに基づいてベトナム国内を観光する場合

▽外国の軍事船舶の乗組員が、正式な活動プログラムに基づいて、停泊する省・中央直属市以外の場所へ移動する場合

⁴ 改正法第1条4項b号・d号・dd号、16項

⁵ 改正法第1条11項

⁶ 改正法第1条7項

⁷ 父・母または保護者とパスポートを共用する14歳未満の子供の場合のみが、この例外として規定されている（現行法第7条2項）。

⁸ 改正法第1条2項



7. 滞在許可の発給に関する改正

現行法では、発給されたビザの種類・期間に応じて、以下の基準により、出入国審査官が、外国人の滞在を許可している：

- 「ĐT」（投資）・「LĐ」（労働）以外のビザ受給者について：
 - 滞在期間はビザ期間と同様である。
 - ビザの期限が 15 日を超えない場合は 15 日の滞在期間を認める。
- 「ĐT」・「LĐ」のビザ受給者に対しては、ビザ期間にかかわらず、滞在期間は 12 か月以下とし、かつ一時在留カードの発給を検討する⁹。

これに対し、改正法は、

- 「ĐT」・「LĐ」のビザ受給者についても、滞在期間はビザ期間と同様とした。
- 観光「DL」ビザ受給者（現行法では滞在期間はビザ期間と同じ）については、ビザ期間が 30 日以上であっても、滞在期間は 30 日とし、延長は法定の手續に沿って検討される、と厳格化された。¹⁰

⁹ 現行法第 31 条 1 項

¹⁰ 改正法第 1 条 13 項



ご質問は下記まで：

[ホーチミンオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada / 小林 亮 Ryo Kobayashi / Nguyen Thi Hong Phuc / Le Thi Bich Tram

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada / 小幡葉子 Yoko Obata / Le Phuong Lan / Nguyen Le Tram / Nguyen Thu Huyen

Tel: +84-24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.